

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 : 塩化水素
 化学名 : 塩化水素 (hydrogen chloride)

 供給者の会社名 : 株式会社カネコ商会
 住所 : 新潟県新潟市中央区女池1790番地5

 連絡先 : Tel ; 025-290-7661 FAX ; 025-290-7696
 整理番号 : SGC:9-5

 推奨用途 : 半導体の製造原料用等、工業用に使用する。
 使用上の制限 : 医療用、食品添加物等に使用してはならない。
 作成日 : 1999年8月3日 改訂日 : 2026年4月1日

2. 危険有害性の要約

重要危険有害性及び影響 : 眼、皮膚、気管支、歯に対して腐食性を示し、吸入すると呼吸困難、咽頭炎、気管支炎、気管支収縮、肺炎、肺水腫などの症状を起こし、反応性気道機能不全症候群 (RADS) を生じることがある。これらの影響は遅れて現れることがある。この物質は肺や気管支に影響を与え、慢性気管支炎を生じることがある。また、歯を侵食することがある。

化学品のGHS分類

物理化学的危険性	可燃性ガス	区分に該当しない
	酸化性ガス	区分に該当しない
	高圧ガス	液化ガス
健康有害性	急性毒性 (経口)	区分3
	急性毒性 (経皮)	区分に該当しない
	急性毒性 (吸入: 気体)	区分3
	急性毒性 (吸入: 粉じん、ミスト)	区分2 (ミスト)
	皮膚腐食性/皮膚刺激性	区分1
	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分1
	呼吸器感作性	区分1
	皮膚感作性	区分に該当しない
	発がん性	区分に該当しない
	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分1 (呼吸器)
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	区分1 (歯、呼吸器系)	
環境有害性	水生環境有害性 短期 (急性)	区分1
	水生環境有害性 長期 (慢性)	区分に該当しない
	オゾン層への有害性	分類できない

記載のないものは分類対象外または分類できない

GHS ラベル要素

絵表示またはシンボル



注意喚起語

危険

危険有害性情報

- H280 高圧ガス：熱すると爆発のおそれ
- H301 飲み込むと有毒
- H314 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷
- H330 吸入すると生命に危険（ミスト）
- H331 吸入すると有毒（気体）
- H334 吸入するとアレルギー、ぜん（喘）息又は呼吸困難を起こすおそれ
- H370 臓器の障害（呼吸器系）
- H372 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害（歯、呼吸器系）
- H400 水生生物に非常に強い毒性

注意書き

[安全対策]

- : P260 ガス/ミスト/蒸気を吸入しないこと。
- : P264 取扱い後は手をよく洗うこと。
- : P270 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
- : P271 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。
- : P273 環境への放出を避けること。
- : P280 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。
- : P284 呼吸用保護具を着用すること。

[応急措置]

- : P301+P310 飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。
- : P301+P330+P331 飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
- : P303+P361+P353 皮膚（または髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水／シャワーで洗うこと。
- : P304+P340 吸入した場合：被災者を空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- : P305+P351+P338 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- : P310 直ちに医師に連絡すること。
- : P308+P311 ばく露またはばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。
- : P314 気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。
- : P330 飲み込んだ場合、口をすすぐこと。
- : P342+P311 呼吸に関する症状が出た場合：医師に連絡すること。
- : P363 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
- : P391 漏出物を回収すること。

[保管]

- : P403+P233 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。
- : P405 施錠して保管すること。
- : P410+P403 日光から遮断し、換気の良い場所で保管すること。

- [廃棄] : P501 内容物/容器を国際、国、都道府県、又は市町村の規則に従い適正に廃棄すること。
- GHS 分類に該当しない又は GHS で扱われない他の危険有害性の重要な徴候及び想定される非常事態の概要 : 情報なし

3. 組成及び成分情報

- 化学物質・混合物の区別 : 化学物質
- 化学名又は一般名 (化学式) : 塩化水素 (HCl)
- 慣用名又は別名 :
- 化学物質を特定できる一般的な番号 : CAS RN® 7647-01-0
- 成分及び濃度又は濃度範囲 : 99%以上
- 官報公示整理番号 : (化審法) 1-215
: (安衛法) 公表物質
- GHS 分類に寄与する成分 : 情報なし

4. 応急措置

- 吸入した場合 : 被災者を速やかに空気の新鮮な場所へ移動させ、安静、保温に努め、直ちに医師の手当てを受ける。
: 呼吸困難、呼吸停止を起こしている場合には、酸素吸入や人工呼吸を施し、速やかに医師の手当てを受ける。
: 人工呼吸を行う場合、口対口法を用いてはならない。逆流防止バルブのついたポケットマスクや、適当な医療用呼吸器を用いて行う。
- 皮膚に付着した場合 : 汚染された衣服や靴を直ちに脱がせ、接触部分を多量の清浄な水で洗浄する。
洗浄が不十分であったり処置が遅れると皮膚に障害が残る可能性がある。
: 直ちに医師に連絡し、診断、手当てを受ける。
- 眼に入った場合 : 直ちに清浄な水で数分間注意深く洗浄を行い完全に洗い流す。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外す。その後も洗浄を続ける。
: 直ちに医師に連絡し、診断、手当てを受ける。
- 飲み込んだ場合 : 口をすすぐ。無理に吐かせないこと。
: 直ちに医師に連絡し、診断、手当てを受ける。
- 急性症状及び遅発性症状の最も重要な兆候症状 : 短期ばく露の影響:この液体が急速に気化すると、凍傷を引き起こすことがある。眼、皮膚、気道に対して腐食性を示す。高濃度の気体を吸入すると、肺炎、肺水腫を引き起こし、反応性気道機能不全症候群(RADS)を生じることがある。これらの影響は遅れて現われることがある。医学

的な経過観察が必要である。肺水腫の症状は 2～3 時間経過するまで現われない場合が多く、安静を保たないと悪化する。したがって、安静と経過観察が不可欠である。

長期または反復ばく露の影響: 肺に影響を与え、慢性気管支炎を生じることがある。歯に影響を与え、歯牙酸蝕を生じることがある。

- 応急措置をする者の保護に必要な注意事項
 医師に対する特別な注意事項
- : 被災者が物質を飲み込んだり、吸入したりしたときには口対口法を用いてはいけない。逆流防止のバルブのついたポケットマスクや他の適当な医療用呼吸器を用いて人工呼吸を行う。
- : 情報なし。

5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 不燃性のため、周囲の火災状況に合わせる。ただし水の使用は注意を要する。
 炭酸ガス消火剤、粉末消火剤、泡消火剤、水散布（霧状水）
- 使ってはならない消火剤 : 冷却の目的で水散布（霧状水）は用いてもよいが、棒状水を用いてはならない。
- 火災時の特有の有害危険性 : 不燃性ガスであるが、容器は火炎による加熱で容器内圧が上昇し破裂する、破裂した容器が飛翔する、安全栓よりガスが噴出する等の恐れがある。
- 特有の消火方法 : 加熱により毒性／腐食性のガスを発生するおそれがある。
 : 火災を発見したら、先ず部外者を安全な場所へ避難させる。
 : 有毒なので空気呼吸器を着用の上、風上より出来るだけ遠くから消火作業を行う。
 : 不燃性であるが、容器は火炎に包まれると、内圧が上昇し破裂したり、安全栓が作動しガスが噴出する恐れがあるため以下の措置が必要である。
 : 容器の移動が可能であれば、速やかに安全な場所へ移動させる。
 : 移動が困難な場合は、容器及び周囲に散水し、容器の破裂を防止する。
- 消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置 : 消火を行う者は、陽圧式自給式空気呼吸器、保護手袋、安全ゴーグル、安全靴等の保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

- 少量漏洩の場合 : 漏洩を発見したら、先ず部外者を安全な場所に避難させ、汚染空気を除害装置と連結した排気設備を用いて排気する。
 : 汚染地域での作業は空気呼吸器及び保護具を着用し必ず複数で行う。
 : 配管からの漏洩の場合には容器最近傍の緊急遮断弁を閉止しガスの供給を止める。容器からの漏洩の場合、容器弁を締め漏洩を止める。
 : 容器弁からの漏洩が止まらない場合には、漏洩部近傍を除害装置に連結した局排フードで排気するとともに製造業者または販売業者に連絡し指示を受ける。
 : 緊急収納容器があれば、漏洩容器を収め安全な場所に移動させる。

- : 移送中で漏洩が止まらない場合、開放された場所に移し、容器の周囲を土嚢等で囲み、漏洩箇所に濡れタオル等をかぶせ散水しガスを吸収させて拡散を防止するとともに製造業者または販売業者に連絡し指示を受ける。
 - : この水を廃棄する場合には消石灰等で無害化処理する。
 - : 防火水槽のような隔離された水槽に容器ごと沈めることもガスの拡散を防止する手段としては有効である。この水槽の水も消石灰等による無害化処理が必要である。
- 大量漏洩の場合**
- : 漏洩を発見したら、まず部外者を避難させ、風上の安全な場所に避難し納入業者・メーカーに連絡し指示を受ける。除害装置に連結した遠隔操作の緊急排気設備が有れば、速やかに起動し汚染空気を排気する。
 - : 被災者がいる場合には、二次災害の恐れがないか確認し、空気呼吸器及び保護具を着用し、被災者を安全な場所に運び出す。当該作業は必ず複数で行う。
 - : 汚染地域はロープ等で囲み、部外者が立ち入らないよう漏洩がおさまるまで周囲を監視する。
- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置**
- : 人体に関して、激しい腐食性と毒性を持つため、部外者を早急に安全な場所に避難させる。
 - : 処理作業は陽圧自給式空気呼吸器、耐酸衣、ヘルメット、長靴、耐酸手袋等を着装し完全に皮膚を保護して行う。
- 環境に対する注意事項 封じ込めおよび浄化の方法及び機材**
- : この物質を環境中に放出してはならない。
 - : 容器から液体状態のガスが漏洩すると、急激に蒸発し汚染地域を拡大するため容器を立てて処理する等の、液状の漏洩を回避する処置をする。
 ガス状の洩れを消石灰の散布により吸収させる。液状態で洩れたときは消石灰で周囲を囲い、拡散を防ぐとともにこの上にゴムシートを掛け、その上に更に消石灰を散布して吸収させる。
 多量の水に吸収させた後、その廃水を中和処理する。
 流出液や洗浄水は消石灰等で中和・無害化処理する。
- 二次災害の防止策**
- : 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。
 - : 住居地域および工業地域の住民に直ちに警告し、危険地域から避難させる。
 - : 漏洩した容器に散水すると漏洩個所の腐食を促進するとともに、液化ガスの気化速度を速めるので行ってはならない。
- 7. 取扱い及び保管上の注意**
- 取扱い**
- 技術的対策**
- : 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、局所排気、全体換気を行い、保護具を着用する。
- 安全取扱い注意事項**
- : 作業者の安全・周辺の環境維持のため漏洩しない構造の設備を使用して取り扱う。
 - : 容器弁等の操作は丁寧に行い、過大な力を掛けない。

- : 容器を転倒させる、落下させる、衝撃を加える、引きずる等の乱暴な取扱をしない。
 - : 転倒・転落防止措置を講ずる。
 - : 使用済みの容器は、圧力を残した状態で、弁を閉め、出口キャップを締め込み、保護キャップを取り付ける。
 - : ガスを吸入したり、目・鼻・皮膚及び衣服にガス又は液がふれないように、適切な保護具を着用し、できるだけ風上から作業する。
 - : 適切な換気を行って、作業環境を許容濃度以下に保つように努める。
 - : 作業環境及び周辺的环境へ影響を与えないよう適切な除害装置を使用する。
- 接触回避**
- : 『10. 安定性及び反応性』を参照
- 衛生対策**
- : この製品を使用する時に、飲食又は喫煙しないこと。
 - : 取扱い後は手をよく洗うこと。
- 保管**
- 安全な保管条件**
- : 容器は、40℃以下に保ち直射日光の当たらない換気良好な乾燥した場所に保管する。
 - : 貯蔵場所は毒劇物及び高圧ガス専用場所としてその他の製品と区別し、施錠する。
 - : 容器は、40℃以下に保ち直射日光の当たらない換気良好な乾燥した場所に保管する。
 - : 貯蔵所の周囲には火気、引火性、発火性物質を置かない。
 - : 容器はロープ又は鎖等で、転倒を防止し保管する。
- 安全な容器包装材料**
- : 高圧ガス保安法、国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

許容濃度等

管理濃度

日本産業衛生学会

設備対策

- : 最大許容濃度 2ppm 3.0mg/m³ (2019年)
- : 容器収納庫、容器貯蔵庫には漏洩検知器及び除害設備と連動した局所排気システムを設置する。
- : 塩化水素を使用する設備の近傍には保護具を常備する。
- : 容器を配管に接続する場合には容器バルブ最近傍に緊急遮断機構を設置することが望ましい。
- : 手洗い場、洗顔器、シャワー設備を設ける。

保護具

呼吸器用保護具

手の保護具

眼、顔面の保護具

皮膚及び身体の保護具

特別な注意事項

- : 酸性ガス用防毒マスク、陽圧式自給式空気呼吸器（緊急時）
- : ゴム手袋（通常時）、保護手袋（緊急時）
- : 保護眼鏡（安全用ゴーグル）
- : 労働安全衛生衣（緊急時 耐酸服）
- : 情報なし。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	: 液化ガス
色	: 無色
臭い	: 刺激臭
融点/凝固点	: -114.22℃
沸点又は初留点及び沸騰範囲	: -85.05℃ (1,013hPa)
可燃性	: なし (不燃性)
爆発下限界及び爆発上限界/	: なし (不燃性)
可燃限界	: なし (不燃性)
引火点	: なし (不燃性)
自然発火点	: なし (不燃性)
分解温度	: 情報なし
pH	: 0.10 (0.1N、25℃)
動粘性率	: 情報なし
溶解度	: 823g/L (0℃) 673g/L (30℃)
n-オクタノール/水分配係 数 (log 値)	: 無機化合物には不適用
蒸気圧	: 42,200hPa (20℃)
密度又は相対密度	: 1.3 (空気=1) 1.187g/cm ³ (-85℃、液体)
相対ガス密度	: 情報なし。
粒子特性	: 情報なし。
その他のデータ	: 蒸気密度 1.639g/L (0℃、1.01325×10 ⁵ Pa、ガス) 臨界温度 51.4℃ 臨界圧力 8.26MPa

10. 安定性及び反応性

反応性	: この製品自体は不燃性であり、それ自身では燃えない。
化学的安定性	: 通常の取扱い条件下では安定である。
危険有害反応可能性	: 酸化剤と激しく反応し、有毒なガス（塩素）を生成する。 : 爆発性も引火性もないが、水分の存在下で各種の金属を侵して水素を発生しこれが空気と混合して爆発を起こすことがある。 : 塩化水素自体には爆発性はないが、金属と反応し発生した水素が空気と混合して爆発を起こすことがある。 : 乾燥状態では腐食性はないが、非常に吸湿性が強く、容易に湿気を吸収し、塩酸となり金属を腐食させる。
避けるべき条件	: 高温、湿気、日光
混触危険物質	: 無水物に対しては殆どの金属が使用可能であるが、水分の混入により激しく腐食性が増加する。 酸化剤および有機過酸化物
危険有害な分解生成物	: 水素

11. 有害性情報

- 急性毒性（経口）** : ラット LD₅₀ = 238～277 mg/kg、700 mg/kg (SIDS (2002)) より、危険性の高い方の区分3とした。
- 急性毒性（経皮）** : ウサギ LD₅₀ > 5010 mg/kg (SIDS (2002)) に基き区分に該当しないとした。
- 急性毒性（吸入：気体）** : ラット LC₅₀ = 4.2, 4.7, 283 mg/L/60min (4時間換算値：順に、1411, 1579, 95083 ppm) (SIDS (2002)) より、危険性の高い方の区分3とした
- 急性毒性（吸入：粉じん、ミスト）** : エアゾールのデータ、ラット LC₅₀ = 1.68 mg/L/1h (SIDS (2002))。この値の4時間値 0.42 mg/L に基づき区分2とした。
- 皮膚腐食性／刺激性** : GHS分類：区分1
ウサギを用いた皮膚刺激性試験で、1～4時間曝露により濃度次第で腐食性が認められていること (SIDS (2002))、マウスあるいはラットに5～30分曝露により刺激性および皮膚の変色を伴う潰瘍が起きていること (SIDS (2002))、またヒトでも軽度～重度の刺激性、潰瘍や薬傷を起こした報告もある (SIDS (2002))。以上より、本物質は腐食性を有すると考えられるので区分1とした。
- 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性** : GHS分類：区分1
皮膚腐食性で区分1に分類されている。眼の損傷・刺激性に関してはすべて本物質の水溶液である塩酸曝露による。ウサギを含め複数の動物試験の結果、眼に対する重度の刺激または損傷性、腐食性を示すとの記述があり (SIDS (2002))、また、ヒトにおいても永続的な損傷や失明のおそれが記載されている (SIDS (2002)) ので区分1とした。なお、EU分類ではC、R34に分類されてる。
- 呼吸器感作性／皮膚感作性** : [呼吸器感作]日本職業・環境アレルギー学会特設委員会にて作成された職業性アレルギーの感作性化学物質の一つとしてリストアップされているので区分1とした。
[皮膚感作性]モルモットの Maximization Test およびマウスの Ear Swelling Test での陰性結果 (SIDS (2009)) に加え、50人のヒトに感作誘導後10～14日に適用した試験において誰も陽性反応を示さなかった報告 (SIDS (2002)) があり、区分に該当しないとした。
- 生殖細胞変異原性** : *In vivo* 試験のデータがないため分類できない。なお、Ames試験では陰性、*in vitro* 染色体異常試験では低pHに起因する偽陽性が得られている (SIDS (2002))。
- 発がん性** : IARCによる Group 3 (1992年) の分類に基づき区分外とした。なお、ラットあるいはマウスの発がん性試験では発がん性を示唆する証拠はなく (SIDS (2002))、ヒトの疫学調査でも多くはがん発生と塩化水素曝露との関係に否定的である (IARC 54 (1992)、PATTY (5th, 2001))。
- 特定標的臓器毒性（単回ばく露）** : GHS分類：区分1 (呼吸器系)
ヒトで吸入曝露により呼吸困難、喉頭炎、気管支炎、気管支収縮、肺炎などの症状を呈し、上気道の浮腫、炎症、壊死、肺水腫が報告されている。(DFGOT vol.6 (1994)、PATTY (5th, 2001)、(IARC 54 (1992))。また、動物試験では粘膜壊死を伴う気管支炎、肺の浮腫、出血、血栓など、肺や気

管支に形態的傷害を伴う毒性影響がガイダンス値の区分1の範囲で認められている (SIDS (2002))。以上のヒトおよび動物の情報に基づき区分1 (呼吸器系) とした。

- 特定標的臓器毒性 (反復ばく露)** : GHS 分類: 区分1 (歯、呼吸器系)
ヒトで反復曝露を受け侵食による歯の損傷を訴える報告が複数あり (SIDS (2002)、EHC 21 (1982)、DFGOT vol.6 (1994)、PATTY (5th, 2001))、さらに慢性気管支炎の発生頻度増加も報告されている (DFGOT vol.6 (1994))。これらの情報に基づき区分1 (歯、呼吸器系) とした。
- その他** : 情報なし

12. 環境影響情報

- 生殖毒性** : 甲殻類 (オオミジンコ) での 48 時間 $EC_{50} = 0.492 \text{ mg/L}$ (SIDS, 2002) 他であることから、区分1とした。
- 残留性・分解性** : 水溶液が強酸となることが毒性の要因と考えられるが、環境水中では緩衝作用により毒性影響が緩和されるため、区分に該当しないとした。
- 生体蓄積性** : 情報なし
- 土壤中の移動性** : 情報なし
- オゾン層への有害性** : 当該物質はモントリオール議定書の附属書に列記されていない。
- 他の有害影響** : 情報なし

13. 廃棄上の注意

- 化学品、汚染容器及び包装の安全で、かつ、環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報** : 内容物／容器は勝手に廃棄せず、製造業者または販売業者に問い合わせること。
消費設備からの排出ガスは次の処理を行う。除害装置に導入して無害化処理を行い、排出濃度を許容濃度以下にする。

14. 輸送上の注意

- 国連番号** : UN1050
- 品名 (国連輸送名)** : 塩化水素 (無水物)
- 国連分類** : クラス 2.3 副次危険性等級 8 (毒性高圧ガス)
- 容器等級** : —
- 海洋汚染物質** : 該当
- MARPOL73/78 付属書II 及び IBC コードによるばら積み輸送される液体物質** : 非該当
- 輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策** : 高圧ガス保安法に定められた方法により輸送する。
毒劇物取締法及び高圧ガス保安法における規定に基づき安全な輸送を行う。
移動時の容器温度は、40°C以下に保つ。特に夏場はシートをかけ温

度上昇の防止に努める。

- : 充填容器に衝撃が加わらないように、注意深く取り扱う。
- : 移動中の容器の転倒、バルブの損傷等を防ぐための必要な措置を講ずる。
- : イエローカード、消火設備及び応急措置に必要な資材、工具を携行する。

**国内法規がある場合の規制
情報**

- : **高圧ガス保安法**
法第2条3（液化ガス）
容器保安規則第2条第30項（毒性ガス）
- : **毒物及び劇物取締法**
毒物の警戒票の掲示、輸送容器に対する技術上の基準、保護具の携行
- : **道路法**
施行令第19条の13（車両の通行の制限）
- : **消防法**
法第9条の3・危険物令第1条の10六別表2（貯蔵等の届出を要する物質）塩化水素）
- : **船舶安全法**
危規則第2,3条危険物告示別表第1（高圧ガス・毒性高圧ガス）
- : **航空法**
施行規則第194条（輸送禁止の物件）

応急措置指針番号

- : 125

15. 適用法令

労働安全衛生法

- : 特定化学物質第3類物質（特定化学物質等障害予防規則第2第1項第6号）（3 塩化水素）
- : 名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号・別表第9） 塩化水素（政令番号98）
- : 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2別表第9） 塩化水素（政令番号98）
- : 半導体製造工程における安全対策指針（半導体用ガス）（昭和63年2月18日、労働省基発第82号の2）

毒物及び劇物取締法

- : 劇物（法第2条別表第2）

高圧ガス保安法

- : 液化ガス（法第2条3）
毒性ガス（容器保安規則第2条第30項）（塩化水素）

消防法

- : 貯蔵等の届出を要する物質（法第9条の3、危険物令第1条の10六別表2）

船舶安全法

- : 高圧ガス・毒性高圧ガス（危規則第2,3条危険物告示別表第1）

航空法

- : 輸送禁止（施行規則第194条）
高圧ガス・毒性高圧ガス（施行規則第194条危険物告示別表第1）

港則法

- : その他の危険物・高圧ガス 毒性高圧ガス（法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表）

道路法	:	車両の通行の制限(施行令第19条の13)
大気汚染防止法	:	排出規制物質(有害物質)(法第2条第1項3、政令第1条) 特定物質(法第17条第1項、政令第10条)
水質汚濁防止法	:	指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)
海洋汚染防止法	:	有害液体物質(2類物質)(施行令別表第1)
外国為替及び外国貿易法	:	キャッチオール規制(輸出貿易管理令別表第1の16の項)
麻薬及び向精神薬取締法	:	麻薬向精神薬原料(法別表第4(9)、指定令第4条)

16. その他の情報

その他の情報 :

引用文献

- 1) 危険物毒物 処理取扱いマニュアル 海外技術資料研究所
- 2) 労働安全衛生法 作業環境評価基準別表
- 3) 「許容濃度の勧告(2019年版)」日本産業衛生学会 産衛誌
- 4) 産業中毒便覧 医歯薬出
- 5) 危険物ハンドブック ギュンター・ホンメル編
- 6) Sax' s Dangerous Properties of Industrial Materials, 8th ED. (1992)
- 7) HYDROGEN CHLORIDE、OECD SIDS (2002)
- 8) International Chemical Safety Cards (2015)
- 9) 政府による GHS 分類結果 (独) 製品評価技術基盤機構ホームページ(2009)
(Access on 2021)

- 注) ・ 本 SDS 記載内容のうち、含有量、物理化学的性質等の値は保証値ではありません。
・ 注意事項等は通常的な取扱いを対象としたもので、特殊なお取扱いの場合はその点ご配慮をお願いします。
・ 危険物有害性情報等は必ずしも十分とは言えないので、本 SDS 以外の資料や情報も十分に御確認の上、ご利用下さいますようお願いいたします。

以上